避寒小録

五

特別
イ4
1919
178

38- 8977

176455

○話を人形芝居と云ふ物つれ舞台の四方
流れ二つ三つの間きれへるきれく、二風を二風を繋
らしこれ丈にて彼方のつゝ人間をもてなす

言葉自在なるものある舞台冷めし迄入つれ
ことをやるゝと四五人の黒坊がだたれの
手あたれの迄と云ふ物を一々名指して来る
迄合間隙なくきれがしてゐる中
見えなくなる人形の動作を差きつけのえて一向
部屋を見えなくなる……すると人形の
動作を流物を書つて不謂る書幻の例を物が
あるゝ美感が深い例へば男女抱くと
云ふ物を云ふとも七流物ひとみ度五を定
感を起しを喜ぶ美を破る人形を於
を実感を起さる夢幻の例を云へいさる

趣味を感ずる流れをくむ二風しかもあるべ……

○両洋の自然詩歌を比較して心を動かす味はんとするもののごとく「デレメ
ニズム」の著者は元来の西洋人にして行はんとする
所を知らざるべからず、佛蘭西の詩人、佛蘭
川柳前句世界地と川柳と比較して
いるもの、これを知るべの国情と仏蘭
つの特色を見るべし、勿論二百年前のこと
太平うらやましかりしかば和歌をこんとするの者

東京帝国大学図書

をしるべきなり、世界の詩の国を探ってその
のものの如く新しく泰平の世に生まれ
ては他の刺激を受けることなく
また、石碑を平氏文学の地の気味
うるまんとして一般の意味をおびあるうと
○自然を佛蘭西人の Chateaubriand の名を以て
紹介した人の語を借りて、これを
ものいひとなす、係しも佛蘭西人の味が
すべてのが十七文字の文学の極致を得たと
その満足するべきなり、若しこれ式のもの

めを得て[illegible]角の[illegible]迫りて
ふを以て[illegible]を並び称せられを得ば[illegible]
為ならず[illegible]を以て[illegible]
とふを決して俳諧を俳諧とうるあり
ず、今の文つらねこれ式のことを[illegible]
め、それを以て[illegible]満足せしめさんが為
なり、夫の忌囲の規を俳句の[illegible]を以て称
さんとすれば、一個天才かの[illegible]を
以てして、俳句の[illegible]
なる儀かあらん

○世の角の句を[illegible]

東樓原墨

而して[illegible]の解[illegible]世角を
以徒[illegible]俳[illegible]陶[illegible]
今[illegible]あるべし[illegible]仙の命
を[illegible]配し[illegible]
比の外[illegible]と[illegible]
[illegible]世角の為人[illegible]
[illegible]、[illegible]陶[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
目[illegible]りとし[illegible]
風流の[illegible]
を[illegible]しに句と[illegible]

の高をよく付会したるものなり

○桜の勇を略論す　源頼朝の人となりは桜の花の如く人の花の勇を愛する所、其の奥ゆかしき勇を愛する所、其の奥ゆかしき勇を愛するのみならず、死にても尚潔しき勇を愛するなり

○桐一葉」を論ずるに東京世界に於ても秋風の手紙が発行せられたるも秋月湖月の論ずる所の論を出でざるべし

急き自作の如きものを上る大切なる所あるからひどく非難を起して捨て置くべし

東京帝国大学

たる、高うすのい紀の代表の流れを汲人的ひあるを、多くの作でる豊臣方のことをうたへるものの露を出でざるべし

豊臣方を出でとして徳川方を露骨に出でとして豊臣方はいたるべし、既に全体豊臣方を中心に悲哀論ずる、黒田陸を特に且元の論を正しく論ずべし

此の論ずるの日、元の終を義はいさるを得ざるべし

どうかとすれば豊臣方の大敗を悲しむの情ひあるを、所謂物云ひ面白くとかいたるものなり流れ作品の中に乱れ

ゝ

○道遥の事ども今一ぺん書く、予路西我と云ふことき沼能の坪さ自作を見て行さ
ちと、東京入うえんちのと日罪を時事の物語
その名の作ぢゃうと云ふ物しすると新作
う萌芽を沼遥ちとこと出ちんう
ちとうえんう時遥の熱毛こう西ぢひあ
遥ちこんうきこ節のしこのを見ちを
ちうも特にて国る弱ちうめちそちば
国民を見けて講神ちて化あウテ芝ち
ちを悠ちとてちちのうちい、そこちる

東樣原製

と命脈ちちと流れば、せうこえの方数の
報ぶをしても我孔しと味の方の事好を
○こんちと耳を偏ちち劇の果ち
誰れ人ちを離れちうちちつちと
あり、そうちけんば困ると、えちちち
外ちちち外沼さあの廟ちちあつ
き沼をちちのちちを侍ち
れて一気しち

○遥遥の吉いと沼ち「外務大臣」ちあり
ち、ちんち定時ち国ちんび化ちちち、ちび
ハ記臆しちちち人ちのちち、かちて張ち

ゝ

既に又連載されたれば、[illegible]を飾る受け
きうつと授だ、[illegible]
伯爵[illegible]梅[illegible]人を挨拶
[illegible]おいつ[illegible]癖[illegible]こんう
[illegible]初めて[illegible]の[illegible]挨拶さんとか、伯爵
人をひ[illegible]之れを[illegible]怒つたとき
そうだと[illegible]

○伯爵の[illegible]で[illegible]婦人ら
しきもの[illegible]伯爵[illegible]人車
[illegible]伯爵[illegible]
[illegible]時[illegible]を[illegible]彼等の[illegible]

東京博覧会

拙しと云はんか[illegible]
[illegible]彼等[illegible]
[illegible]

拙[illegible]
彼[illegible]倒[illegible]
彼等[illegible]の中[illegible]
[illegible]肉[illegible]を[illegible]酒
[illegible]
[illegible]
[illegible]彼等[illegible]
[illegible]酒[illegible]

ひとり

役者の身体を彫る彫師は、ひとりにしかず
一流の彫師のあるあり、却って神仏を彫ること
能はず、彫師の心を役者を彫る人を能彫師と云
てあるべしい、彫師が中にも廻り彫師と人のそ
よい、彫師のいつある

ちうし役者の彫人、彫師ひとりあるも
又其の出来しも非常に自慢を事とし出しあ
出来のあるべき者家にユームをルソ
ーを誇しをつるルソーの事出来の鋭き
唯此其の彼の出来の高明数をひきうる皮膚を

東京博覧会

露出し彫刻に其の皮膚をひき剥きこ
れを大気にさらしこれをうしとえんをうる
ルソーを言ひ[illegible]ルソーと
人の彫人を彫除彫像を彫刻に於ひ
ちうちいつがをうる国あるを出しあいをも
大いに似寄りをる
全体自然ひそれ人の彫人のうんを露彫
ひ高位のうをうる自然あひあるうる彫人とうると
京順序ひあるが言を巳年のごとくあひる
青年を彫人としも其の薔薇の姿をまう
く嬴弱をうしもうる彫人を振起をさ

掃ひあるを云ハさるを得ス
人を一掃するこんを以て我邦の教育の方法を
以すと雖も決して こんの方ハ原因ひき
ないに拘らず 其の本拠 支配きこと
流行して 一種の伝染 病 (malady)
小文明の弊 と云ハさるを得ス
若し 嬴弱の人 自ら奮ひあつて 歩を
ハ中 を以て人を集めんとしたるも
あるべからず 考うるのこと
人の信 至 こと さらし 公用の抑制

東京博文堂製

も発ふつとうし、熱ひ自ら屈せさるを得ス
及ぶ 也 文明の毒 近ん 弱 果て、
個人 我を いたく 拘束 ハ 隠つ
て 何人の自尊心 も 極長 ハ 人を
ども 帯 帮 の こと く 思 ハ 若しハ
羽織袴 のこと く 考へ ハ の
ハ 自 標 指し 者 人 霊 の
七 霊 ハ ア ニ ア と 飾 も
ハ 自 も 尊 大 ハ 持ひ人 を 之んを 以 る
こと を ん を こん を 文明 の 弊 ハ 伝 る
と 謂 あて 一 の 也

サア個様な考へを自尊心の生じたるを見ては
弱点あるものと云ふを弱点と思ふまい、仕方無しに言
ふ事用用の契府を受け比ぶれば自尊心
の強い、悪いことこうあれば反者もする不満
のあるものも抑制をするから、なぜ自尊心を抑制が
出来ないのであるか、自尊心の第一は個人の勇敢
であるから於ては言ふ満足ないことのあるも
自己制することを忘れて炎燃の如しい炎
燃うるしくなりまして新聞の記事のあるものも
やはり顧みるべきもの、云ふは顧狂の
徒とならるもの略を云ふ迄である

東京堂藏書

ふのいくらもあるも直年青年の青年が深く
とこうなるを恐れる如ことの流行するが炎
燃の強を抑遏を死を恐れぬとまで外ない
ないが、こんなひとりも日本ひとりもない世界
一般であるも時勢の変化の感染
することの云しいうまく言へばきびしい
ところう此の時勢の変化とまでまでまで
増長して行く傾向がある何者とまで此
の時勢の変化の罪つて終てもこの面白
一種の変人ひとりうこの文化のお陰でこんな貴
まん且つ保護せるまで、云ふ言葉此の

[illegible]人の侍[illegible]さ[illegible]ひ、其の[illegible]人の[illegible]
[illegible]なし[illegible]も[illegible]時も[illegible]ふ。鄭[illegible]侯[illegible]
[illegible]、こんを[illegible]の[illegible]
[illegible]ことのことくにあるふの
[illegible]の人数をまつ[illegible]
[illegible]牡を[illegible]
[illegible]倒をく[illegible]
[illegible]
[illegible]

○古来歌人の高稿の行をまゝゝゝ

の野蛮なりしことを、而して北の森林鉄道
は文人文人の真似をしたものなれども、
なほ、なほ詩人の性質を失はざりしこと
なりき、文明りたる詩人や天才とかいふこの
を無邪気のこと、寵愛前田[illegible]書の如き自ら現在
とする所なく又之れを立て実現せんとするの
あること能はず別居せり自覚を以て徒し難い、
[illegible]女の行動の奇怪
なること古今東西天才の常態なりとせざるを得ず
て証すべし、このごろ小波が書きいたる[illegible]
ミケロ、アンジロの男色話[illegible]

東京帝國大學圖書館

今なほ多くの例として古雅を伝の話を
終に十五世紀の末に伊国の一隅に生れ
た系統は貴族に属し教育も十分に、初
めは[illegible]の文学に耽つて後絵画、彫刻を修
め終に美術家となれり文の事は[illegible]
[illegible]

紀元前の性癖として男も若干かつ[illegible]
人の美の部しても[illegible]
[illegible]男子の美、詩を日意[illegible]
の若しとせば[illegible]
[illegible]の美めるる[illegible]

つゝみを彼が詩文集を見るその容易な徳の浮
るゝひゝるゝ

（中略）

見る通彼の高士春のゝ名人バルケーなる人
ハ時の名家の作物を試みに
まゝうまるゝ三氏の西洋の年なるほト
ムマツソー、ド、カウハリ、イとかつて交際も知れの
美術品のもも、まれなる彼の三氏の書物
のゆゝるゝソクラテス、プラトウの後ぐ
ぬきこの場なる恋愛思慕をまのしてゝとゝ
ゝるもの

東棲廚製

まれなる独逸の時代のコンゲウロサイなる人氏
三氏と交際の浅うゝあ、マルキイス、ウチットトリヤ
コロンナなる女流詩人を捕へまゝ彼との関
係ゝを研究しなゞ其の恋愛も彼の
異性を愛するの性を熱意なるゝの通ゝ強め
ゝるのゝ
也彼の舞姫こゝを氏は彼の性行を叙す
ゝるゝゝなるの命ゝ餘なるも強いて西人
の和するめゝ書き沒の即ち男性の名を女性
ゝあゝじ書きをゝ底なと合ゝゝのゝ
ゝ即こん等を通ゝ三氏の遺墨の

世人皆さんとする方つを迎え法を西さんとしそう
と

（中略）

さて三氏とかうハり、イ十年ほど関係を元と三氏
う羅馬法王中（千五百三十七年）伊太利に於つて
寺ひ方ふ人年を千年ねるうもうと宗教の交
情の変を見て（変の書簡の中に切
て変ひを縁る）（一）と教ひ人を動うて
共の別三十二年宮即ち三氏が死うもまた
この文法をうしも変うつて
美しこのかうハり、イ方人は数多き三氏の

東京製本

門弟中、有名の人の気質、陶冶して大いに鉢
を傳く師の最期の面床まで寝台を三氏を之
行し具さに看護の方を取つて、さんかこを三
氏の死後を葬の一部とする千二百つて
多くの伝説を遺ひたり。始うんたのである
宗教角色この年はもの方法の変化あり
あつれうを何人を移すもの方ものを
そう傳い三氏うの血を注ぐ仕上げた、ベエテル
ス寺院の天井画の中に浪の画あり
う、五この年ぶ。ミデルと第三三氏う重
脱を投げうを法もを変の山まうぬ

あるこう

さうさうさう　三氏はかうハリ、イ十年をゆるあるも
ごとき発明の能をもつてしてなを又多の一つ
さる甘美なる　さるを待つて初めリツクチオ興
へた書簡の中にも
かき写の写の場を一つも出うする能ハす
の作を浅らしまれつエボウさるあ年うるるこれ
四十と共の美を移して指うあをこるもの作
とさうさうさう

（中略）

高の作うこれ程の行あをかうさう非常しこれあるあ

東京博覧会

るこれ果うさうなれ自ものも高の原稿をこれ
程作うあるこれ例へば彼の妻作を浅らしこれ
のリツクチオの手から出うさうあんこれ以彼は
リツクチオを太くこれ書し、サうこれ他のみ作中の
男性の名を女性の名に改めて世を偽者しやうと
さへ試みた
さうは云つてもこれ未だ此の時代の高名な上流社会の
高中さうこれ高名なるもの無化の
ちしの高貴なしこれ出るこれ作うの性質
美名とさうまも上下の区別をさうこれ廣し
さう感作を作態度を公衆の前に表白さく

強えられたこともあることゝ云ふ（下略）

○過去をいろ〳〵の伝を以て改訂の説が出たが略々似寄つた事が上田秋成の鵺へられた方法の如く載せてある参考の為に有

和訳して左の通

ビユーテンスロブラーハ　即ち「演劇の文学」

……　ちゝ〳〵早く改良すべき「過去」をも私の提出致して知いと思ふことがあります　ビユーテンスブラーハと云ふやうな獨逸相撲でも外国の異さしい問題で芸術の歴史の知識とをふが北上する於て知識さんである

又云ふ事を云ふ北上する知識さんである獨逸の俳優の方法を一定の規約のある演劇の上に於て他の方法を西洋の舞台西洋の俳優に於て他の方法を以て知あるこんにちは西洋の方法を他の方法をけんばうあけたる全体劇の上に於て其の劇の文学と云ふものゝ形式の見の如く此方法一定の規約を云ふものである又他の西洋の例をとして其の文学の形式に於て其の流の文学の形

程々演劇上の必要ある點を認めると同時に佛
教家達の勇壮の音の標準を得ると又佛教家西
方の研究とし得る地方獨り十分の勇
壮を得ること正しい佛教家西洋を流行することの出来る佛像で
ありますと云ふ事実は出さぬと云ふ事動かぬ事実である言い換へて云へば
獨逸より佛教の国なる英国の国民でも
純粋なる自国流の標準となる子の立派
なる方法を演劇の上で現さうと云ふ
ことを希望した人達のである即ち佛教西
で勇壮なる精義のあらはれたる テアートルンツ

東京博覧会

ンセーへ行つて佛像の勇壮を観ればなる程勇
壮なるものである……男
性と女性とを区別する女性は英吉利語で
謂ふ「も」の字が付いてゐる、さうして極く
軽い「う」となる勇壮がある例を挙げて又
云へば「アミー」となる、「もんな」の「も」、この
いと「アミーウ」と云ふ言葉のある「アミー」と
「アミーウ」は勇壮の人物を示すに勇壮
清潔な人、夫で佛教西の国なれば佛像の
勇壮を聴くと云ふ為に、其徹底の
なる點で佛像を作るに成るべく勇壮

[illegible]斯う云ふ類[illegible]一種の[illegible]純粋な最も[illegible]を上げると云ふ[illegible]劇場の上の様[illegible]ることが出来る[illegible]化粧[illegible]演劇と云ふものを[illegible]まるのやうなもの（[illegible]）論を[illegible]、けれども演劇と云ふものは善悪[illegible]の上の様[illegible]の事[illegible]の力を[illegible]ひある、[illegible]自分[illegible]音[illegible]一の世間[illegible]類[illegible]ひ[illegible]世間[illegible]類[illegible]と異へ[illegible]北住[illegible]郭[illegible]の大[illegible]の[illegible]

日本[illegible]と云ふ[illegible]人を標準[illegible]が立[illegible]て[illegible]演劇の上に申して見ますと[illegible]が死人に関係[illegible]の情況[illegible]長[illegible]術の[illegible]と云ふ[illegible]ます同じく死[illegible]の命[illegible]の強[illegible]場の[illegible]と思ふ[illegible]純粋[illegible]演劇上の如の[illegible]、即ち女を代表する[illegible]上方[illegible]ます今日の演劇の[illegible]一方[illegible]江戸

現二と言ふの定入つて居るが
定入つて居る、地上の標準を求める
と言ふ事を餘程困難なりとせねばならぬ
ものなりの文を作る伝て演劇をすること
言ふ事は、為を進んで表る事の演
劇の文を作るのと云ふことは日本の標準の文
集、言葉の表音のあるを人の文を、或る東
京の文人の文を文あやうなるものを要求
して日本帝國を代表することの生来る文
集を拵へると私共の標準の文を
と言ふことを論演劇の為に作る為に獨逸

の人の文を文の標準は獨逸の演劇の文
集の為を通じて文のひとりまんが演劇のやうな
ものを拵へ人々の注意して文を文の上の制度を
付けて行くと言ふ仕方が出来るはずである我
國の今日の演劇を現今演劇なるものあり
るいろいろ和尾文を作るのを文化
ひとりふる断定して私の希望するを読ま
り日本の歌の上の標準如何の劇と云ふもの
い読むと時代の文を伝て建設さんとけば
ならぬ……其の文士うの劇の改良な
行くすると行く上の標準の上こうう

標準語とは云はやうなものを言ひ、其文士の言いた
刹を日本の国民的の文字を代表する者
なるものひとりを賞い云いたるものと称し奉
ひたるものなりとまします。……人々言ふ奉ひたるものを
文学の上に於て獨逸佛蘭西ひ使ふ和の
多重の言葉と言ふやうなるものを守主とし其
言葉に形容詞を食載する或る形容の標
準を造出すと云ふことを好て載
きたい……一回の例を云つて申しますやうなる
日本ひなる日葉言葉を以て申しますと
ひ申しても足りますまい今の我々の多数言の上

東京標準製

しなる言葉の中ひ例れの「テ」の字と「イ」の
字とを書いて「テイ」と発音する或を「テー」と
書いて発音するか或を「ウ」と書くか「ウ」とを書いて
「ウ」と発音するか、さう云
ふふうに書くことを教へる宜いでせう
いうと言ふ人もありませんけれども是ものうを
私ども言ふ通称の上つを言葉を
新載ぶ言つて居る地の上でも玉淵集とを言ふ
やうに書くやうなる其の玉淵集を
読むことを強ひる者上の心得と云
ふことを強ひる者の所属の者言葉の為

う極楽往生を願ひ求めて行を修し、祖師を慕ひ、
るのみあるべし。法華経に我々の元祖釈迦牟尼仏の
孫弟子の人と思ひ奉りけんを、其の所今の人々
さうなる事の無きを思ひ、其儘けのちを遺
しとなる。高からぬ我々の仏法を学ぶ
かつてきまりがなく、何々を見ようと云ふ
にてよろし」と云ふ。「天よし」と云ふ。さうなら
やらうなら、一定の教えなく、
うなる教を定めるなれば、或る学
者か拵へれば出来ても、けんかも
之を法のしるしと云ふ。其の上に云ふと云ふ文句

東京原製

ぬ。
学者の業とする事、流れ出人多く、
変化の多い事物あるべき筈なり。之を学び
しるべきなんと思ふ。四月三日

○熟語に「学問」とある語を拵へることと四通、
[illegible]山拵へ出るなると謂ふべきなり。
二六紙上掲載「風流の文を傳ふ」
[illegible]即ち文人墨客を以て風流の
う絵画の作る作家、之を称して作者と云ふ。

◎西湖の梅

滬上の月金陵の花唐鎬の歌枕たづねんとて鹿島立ちせし歌人佐々木信綱孤笻千里遍ねく名山大川を探り此程歸朝せしが西湖に林和靖の跡を訪ひし時梅花一枝を折取り野口寧齋に贈らんとて持歸り國風二首を添へて一道の春風を番町の嘯樓に傳へぬ曰ふ

西湖なる林處士のおくつきに詣でしに墳をめぐれる梅の中にたゞ一枝ふくみそめたるがありけり友なる野口詞宗のためにとて折もて來けるがやゝ開き初めたればおくりまゐらすとて

かをれかしやめる詩人の枕へに
遠く折り來し梅の一枝

言のはにうたひかさし君のため
梅よ西湖の物かたりせよ

寧齋贈りものを得て病の身に在るを忘るゝまでに打喜び常ならば我こそ驢に襲つべき身の藥嬉十年花神に負くを慨みしに端なく親しき友の手から折り來りて贈らるゝことゝ

宛から故人に相逢ふ心地して此上の嬉しさやある此れ偏へに林處士の詩靈が引合せたまひしならんとて直ちに筆を把りて一詩を返す詩に曰く

故人江南游汗漫。雪後園林參鼻觀。
鶴唳不盡明月孤。山上山下蒼老幹。
一枝折取春尚繁。千里齎回花正開。
對花賦詩如相語。暗香疎影西湖梅。
此夜夢香ばしく嘯樓獨り天下の春を占めけるが次の日俳士雪人訪ひ來り名花才人の奇遇に感じて句あり

遠からぬ孤山の春や庵の梅
月や今鶴見る窓の梅の花

寧齋又之に酬いて

咏梅人疲興花同。偶出寒山白雲中。

知得禪家機活潑。直從舌底吐春風。

の一詩を賦して雪人に與ふ雪人亦肺を患て久しく信州の白雲深きところに病を養ひ頃日永機翁の訃を聽きて上京せしもの病詩人病俳士偶ふ相會して歳々相同じき名所の花に對す感愴盡きざるものありしなるべし

東京博覽會

◎三錢均一

商賣も此くらゐ素捷こく流行を追ねば繁昌せぬものと見えたり先月中旬頃より神田表神保町通りに大きな提灯を吊下げたものあり大きく『食道樂』と記し『三錢均一』と附書せるを人々不思議がりて店の中を窺ぐば和洋折衷の料理屋なり無論此

二個の言葉は近頃の流行から思ひ付きしものにて食道樂は弦齋居士の著書から三錢均一は電車の賃錢から割出し此流行言葉を巧みに應用して呼號を食道樂といひ料理一品何でも三錢といふ心と知れたり主人は名を五十嵐善藏と呼び客筋は畫は主に學生夜は學生七分普通客三分の割にて毎日の上り高は平均三十圓前後とは好く賣れたものなり試みに賣品を聞くに

▲コヒー入ミルク▲パン（バタ付）▲乙羽揚げ（コロッケの類）▲アイノコ汁▲スープ鯉鮭▲ソボウ▲ソボウウイスキー▲ライスカレー▲鱈吸物▲麦麭汁

東京博文館藏

う▲さて前にも述べた通り書家としてより一層この人の生涯に重みを與へた新聞事業家としての經歴ハ翁が生前に親しく語つたを聞いつた事があるから其れについてザツと述べよう▲一体日本で新聞の出來たは是れまでも書物や雜誌に書いてある通り明治以前の事で、數もいろ〳〵あつたが兎角生存が覚かしくて一年乃至二年と繼續したものは無かつた▲處が今の福池源一郎氏が岩倉公に隨行して行した砌、外國でハ新聞事業の盛であるを目擊して、何うか日本にも立派な新聞を起したいといふ意味を屢々手紙で言越した處から、當時内務省地理頭であつた杉浦譲氏と大藏省の根本茂樹氏とが躍起となつて新聞を出さうといふ事になつた▲然し自分たちハ官途にあるから公けに名前ハ出せないので其の相談をかけたが芳幾翁と去年矢張故人となつた條野採菊老人及び今ハ築地に健在で居る西田傳吉氏、此の三人が一切相談を受けて始めて日報社を起し「日々新聞」發行の議を區役所の手を經て東京府へ出願に及んだ▲無論區長も大賛成で、自分の區内から新聞が出るのハ自分に取つて名譽であると百方周旋の勞を取つたので終に發行する事となつたが此の新聞紙ハ今日のやうに一枚摺で、其までは新聞でも今の雜誌のやうに綴本となつて居たのだ▲時勢の變遷ハ妙なもので其の時ハ一枚摺の新聞だから可笑しいと世間で笑はれるくらゐであつたが、間もなく「郵便報知」で之れをまねて一枚摺とする、他の綴本も次第に廢れて了つた▲斯の通り一枚摺で珍らしかつた「日々新聞」ハ一枚一錢五厘で、賣捌所ハ西洋風だとも言つて浮き床のやうなものを東京の眼ぬきな所へ十ヶ處ばかり出して此れへ老人で手足が利かぬといふ人間を日當十錢で雇入れて其れを小賣掛としたが、さて是れまで見馴れぬ圖であるから世間でハ賣下者と間違ひて新聞ハ一向賣れなかつたさうだ▲然し本社へ直接の注文ハ立派な人から來る、江藤新平が自分で社へ來て購讀を申込むやら、三條公、後藤象次郎などいふ歴々から矢張注文を言つて來る▲社の方でハ賣れようと思つた十ヶ處の浮き床が些しも賣れないで、本社へ立派な人が注文して來るから全く意外な思ひで、漸く其れから配達夫を雇入れて十軒廿軒と配達をさすやうになつた▲然るに丁度その時が驛遞寮の創設された折なので其の創設者たる前島密氏が社員を呼出して、政府が折角飛脚屋の仕事を創めたが一向頼み手が

なくて暇で困るから、見世開きに新聞の配達を受合へして呉れないか、一体今までの配達賃へ幾ら出して居るとの事なので、實へ廿五錢づゝだといふと、其れならば此府でへ一枚五厘づゝで受けよう、と終に交渉が成立つて早速驛遞寮へ得意先きの數を書上げたが、僅つた八十軒ばかりしかないから、如何にも百に足らぬへ殘念だと社内で言つて居るうち、二三ヶ月たつと三四百軒の得意になつたさうだ　（つゞく）

▲日報社の創業費へ彼の杉浦根本二氏が百圓づゝ出したから都合四百五十圓で今の「日々」は成立つ

（日本に於ける繪入新聞の鼻祖）　SS

別に廣岡幸助氏も同く入社の土産として百圓を出したのである▲最初筆を執つて居たは專ら條野採菊老人であつたが、他にも學問のある記者を入れようといふので、入社したのが神田明神の神主で後の我自刊我本の出版として知られた甫喜山景雄氏であつた▲此の甫喜山氏の月給が廿圓と極たつが此の苦いなかで廿圓出してへ會計が困ると哀れな有樣だつたさうだ▲更に甫喜山氏の紹介で入社したのが末松謙澄氏であつたが、當時英人ブラック（今の落語家なるブラックの父）が發行して居る「日新眞事誌」に論說といふものが載せてあるので「日々」も論說を出さねば不体裁だと其の擔當記者を探した結果、岸田吟香氏が入社する事となつた▲吟香氏の先年「もしほ草」といふ新聞に筆を執つた經歷があるが其のころ横濱で商業に失敗して居るといふ噂で日報社へ橋渡しをしたへ確か依田學海氏だといふ事だ▲吟香氏へ横濱から通勤して月給が百五十圓といふので會計へ大きに弱つて居ると、當人が中々の道德家で苟くも姦淫私通に關する雜報は沒書にして了ふ、其の上に自分の賣出して居る精錡水の提灯ばかり持つといふので世間受つ出しもで芳しく名前の三人の前人として擬さるだけの約束であつたが、其の後二氏が損を出さぬ樣にと出して居るの金の利子の三人から得ぬ樣にと出して居るの料を支拂ふ命令があつた▲大藏省の命令で、今度の新聞紙條例へ下つて、今度の新聞紙條例へ下つて、今度の新聞紙條例へ下つて、

東京博覽會

東京博物館

以下
10丁
白紙

東京都立中央図書館蔵

○熟〻考へるに世界大勢と帝国の[illegible]
[illegible]
[illegible]

れども右の如く滿州を本協商の範圍外に置くことは帝國政府が當初交渉を開らきたるの主旨即ち滿韓兩地に於ける日露の利益を友誼的に調理し兩國衝突の原因を一掃せんとするの主旨に反するを以て帝國政府は十二月二十一日露國政府へ向ッて其の再考を求め又韓國に關しては前記の如く其の領土使用上の制限を削除せんことを重ねて要求し中立地帶に付きては露國に於て之を滿州に跨らしむることに不同意なる以上韓國にも亦之を設けざること素より當然なるが故に其全廢を提議せり

右に對し露國政府は一月六日を以て回答を與へたるが韓國に關しては依然上記二項を露國原提議の儘存置することを主張し之を條件として滿州に關し日本又は他國が其清國との現行條約の下に獲得したる權利及特權（但居留地設定を除く）の享有を阻碍せざるべきことを協約中に挿入することを承諾せり然れども右は滿州の領土保全に關し毫も言及する處なく而して領土保全の確約に伴はざる前記の保證は實際に於て殆ど何等の價値なきものなり何となれば條約上の權利は主權と共に存亡するものにして若し露國に於て滿州を併呑せば各國が清國との條約に因り享有する權利及特權も之と同時に消滅すべきものなればなり故に帝國政府に於ては飽迄露國をして滿州の領土保全を尊重することを約諾せしむるの必要を認め居留地設定に關する制限は日清間に締結せられたる追加通商航海條約に抵觸するを以て之を削除し又韓國に關しては毫も讓歩の餘地なきを以て我修正を堅持するに決し一月十三日重ねて露國の再考を求め爾來數次其回答を促したるも露國政府は啻に回答を與へざるのみならず之れを與ふべきの時期すら指定せず之を要するに帝國政府は終始穩和と公平とを以て政綱とし露國政府に向つても毫も難きを責むることなく唯同政府が累次且任意に聲明したる主義を承認せんことを求むるに過ぎざるも同政府は飽迄之を峻拒し加ふるに屢次不當に回答を遷延しつゝ一方に於ては水陸の軍備を充實し其大兵は既に韓國境上を壓せり帝國政府は實に衷心平和を念ふに切なるが故に隱忍以て今日に至りたるも露國の行動は帝國政府をして遂に妥協に望を絶ち談判を斷絶するの已むを得ざるに至らしめたり

▲告知の補遺　右は外相が誤解を防ぐが爲め要旨を筆錄して會員に頒ちたるものなるが外相の口演に依り右筆錄の注脚と見るべき重なる事項を擧ぐれば

一、今日の局面　帝國は實に存亡を賭するの難局に立てり吾人國民は御同樣に一大決心と覺悟とを以て此局面に當り平和克復の慶福を享けざるべからず

一、帝國當初の希望　帝國は韓國の獨立を確保すると共に其外滿洲の保全を維持せざるべからざるを以て豫てより露國と協調を試むるの必要を感じ其機會を捕へんことに着眼し居たるが滿洲撤兵に關する露清間條約實行の期を誤まるの狀あるを目して之を機會とし以て友誼上の協調を見んとに決意したる次第なり

一、談判地の折衝　帝國が協調を求むるや第一着に露國と折衝したる事項は談判地を何れに定むべきやの一點にして帝國は露都を望みたり帝國は露都を望みたるかの理由は此國が何故に露都を望みたるかの理由は此に絮說するの要なきも諸君に向かつて注意を求むるの一事は即ち昨年八月十二日前後に際し露國が滿洲に總督府を新設したること是れなり而して數回の交渉を重ねたる末、帝國は飽くまで平和を望むの誠意に依り遂に露國に讓歩して帝都を交渉の場所と爲したる次第なり

一、特に希望す　今や帝國は大なる難局に立ち世界の視線は帝國に集まりつゝあり此際に於て特に必要なるは吾人と諸君と國民とが互ひに其責任を重んじ大に謹み大に勵まざるべからず而して帝國個人の言動殊に言論に任せらるゝ諸君の言論及び記事は其個人の意見たるに拘らず外國は之を帝國の國論と見做すを以て諸君は帝國の重きに任ずるの覺悟を以て筆鋒を謹まれんことを望む特に言明すべきは露國以外の列國は帝國の友愛なる交親國たり諸君願くは此關係を覺悟して愼重事に當られんことを

▲餘聞　右演述終て後ち外相は一同を舞踏室に延きて立食を供したるが一同難局に當りて意氣は凜然斗牛を衝くも亦敵を侮らざるの警戒を怠らず談緒目から森嚴なるものあり一酌の後ち談話は漸く快活の調子を加へ來りぬ今其重なる談柄を揭ぐれば左の如し

▲「今日は、意外にも御馳走に預かりましたが、三鞭を擧げて帝國万歳を叫ぶの時は、何日でしよう」と一客云へば▲外相は之を受けて「花見の積りではいけませんが、銃を取らぬものは、裸に成る覺悟で無くては成らん、日清役と同樣に見ては、宛が外れます」と云ひ▲ソレに續いて外相は「ソレにしても、不思議なのは、世間の靜かなことでコレが外國なら鼎の沸く樣な騷ぎを起すのに、世間が落ち着き拂つて居るのには、殊に外國人などは非常に驚いて居る樣です」と訝かれり▲一客は「大國民の襟度でしよう」と云へば▲一客は少しく笑ひて「幕明きが餘まり長かつたのと、平和風が餘りに吹き出したこともあるので、又も平和風が吹かふかと氣構へて居る氣味も有りますせ」と打出すと▲外相は高く呵々と笑つて「イヤ左樣思はれても仕方が無い」と碎けたが、凜然と氣を替へて「併し今度は大丈夫です交渉を此方から斷絶したのだから、最ふ回答の來やうがありません」と云ひ切ると▲一客は「ソレにしても、斷絶が餘程長かつたのは、ドウ云ふ譯です」と迫ると▲外相は「先方の內閣が、九で一致を缺いて、硬、中、軟と三派位に分れて居るので、向ふがヨロ〳〵するから、其邊の事情をも斟酌したので、併し此勸忍强いことは、列國も認めて同情を寄せた樣です」と解釋した後ち「併しソウ〳〵何時迄も先方の都合計りを思ふ譯に行ぬから、斷絶することに成つたのです」と辨じぬ▲一客は手を打つて「先方のヨロ〳〵は結構だが、日本の國論は一致して居る上に新聞記者が筆を投げて、演說をでして歩るいたのは、大奮發です」と勇み出すと▲外相はソレを引き取つて「聖彼得堡と莫斯科の新聞記者が、毎年の例に倣ふて、昨年十一月に聯合會を開いた時には、エライ非戰論で東洋に事を起すと露國が亡びると云ふ意味の決議をした始末で、諸君の意氣込とは正反對です」と打ち笑つた▲一客は「流石に露國の記者は、自から知るの明がある滿州の敗北は、露國滅亡の動機に間違ひ無い」と喇けると▲外相は「其結果を收める國民に餘程の大決心と大奮發が無くては叶ひませんが」と戒め一同は肯いたが談緒は盡きざるも編輯締切の時は刻々に近づくを以て一同は外相の健康を祝しつゝ午後九時過る頃散會したり

◎露國汽船捕獲顚末

東淸鐵道會社所有の汽船ムークデン號（二千噸）は浦鹽へ向ふ目的を以て元山へ向け去五日午後七時長崎を出發し翌六日午前十一時頃釜山に入りしが我軍艦及水雷艇の爲に捕獲せられたり其狀況を記さんにムークデン號は釜山近く六七町の處に居るや水雷艇△△及第△△號は軍艦○○、○○と共に入港し先△△はムークデンの十間近く進みて發射管を向け第△△號は同じく十間程△△と併行して速射砲を向け○○、○○二艦は絕影島より赤崎方面にて右左に警戒し就れも砲口を向たり、而して△△は陸を去る距離五町ムークデンは十町の處に在り此に於て○○艦長は△△よりボートを下し爲信號を○○へ向けて激しく汽笛を鳴らしたれば○○よりは士官、水兵を出し午後二時半捕獲の手續を終れり尙ほ軍艦○○は元山浦より歸航の途中に於て義勇艦隊の汽船一隻（七千噸）を捕獲し絕影島の附近横島に曳き來れり

（明治二十五年三月十七日第三種郵便物認可）
報知新聞號外
明治三十七年二月九日
發行兼印刷人　中村政雄
編輯人　富永定太郎
東橋區三十間堀三丁目十番地
發行所　報知社

●折衝の始末
（外相の日露交渉始末に關する告知）

本紙に記せる如く小村外務大臣は昨八日午後八時を期し都下の新聞雜誌記者を官邸に招じて日露折衝の顚末を告知したり參會者は各社の社長又は重もなる記者四十餘名にして山座政務局長、倉知參事官、青田秘書官等、接遇の任に當り八時十五分小村外相は應接室に入りて一同に挨拶したる後ち折衝の顚末に關して一場の演說を試みたり此日頃の苦辛に平素の痩軀一入の痩れを增したる小村外務大臣は滿場の同情を惹きつゝ而も例の如く沈着なる態度を失はずして縷々數千言を費せるが其演述の要領を掲ぐれば左の如し

外相告示の要領

韓國の獨立及領土保全を維持し併せて該半島に於る**帝國の優越**なる**利益**を擁護するは帝國の康寧と安全との爲め緊要缺くべからざるものなり、故に如何なる行爲たるを問はず苟くも**韓國の地位**を**不安**ならしむるものは帝國政府に於いて之れを看過すること能はず、然るに**露國は其の清國との公約並に累次列國へ與へたる保障**の存在するに拘はらず依然**滿洲を占領し進んで韓國境域**に於て侵略的行動を敢てするに至れり若し滿州にして露國の併呑に歸せん乎韓國の獨立は素より支ふべからず故に帝國政府は速に露國と交渉を開らき兩國利害の觸接點たる**滿韓兩地に於て相互の利益を友誼的に調理し**以て東亞の和局を恒久に維持せんことを期し昨年七月下旬露國政府に向つて右の希望を披瀝し其賛同を求めたるに露國政府も欣んで之に同意する旨を回答せり依て帝國政府に於ては八月十二日在露栗野公使をして協商の基礎として大要**左の如き條件**を露國政府へ提出せしめたり

一、清韓兩國の獨立及領土保全を尊重すること

二、清韓兩國に於ける各國商工業の爲めに機會均等の主義を維持すること

三、露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し日本は滿州に於ける鐵道經營に付露國の特殊なる利益を承認し併せて第一項の主義に反せざる限り上記の利益を保護する爲めに必要の處置を執り得ることを相互に承認すること

四、韓國に於ける改革及善政のため助言及助力を與ふるは日本の專權に屬すること

五、露國に於て承認すること

五、今後韓國鐵道を滿州南部より延長し以て東清鐵道及山海關牛莊線に接續せしめんとすることあるも之を阻碍せざるべきこと

露國は其の清國との公約並に累次列國へ與へたる保障の存在するに拘はらず當時帝國政府に於ては交渉の進行に便にし以て一日も速に時局を解決せんことを期せるが故に**露京に於て**直接に露國當局者と商議を爲さんことを希望したるも露國政府は同國皇帝陛下の外遊其他種々の理由の下に飽迄之を拒みたるが故に**不得已東京**に於て之を爲すことに決せり而して露國政府よりは漸く**十月三日**を以て其對案を提出せり

該對案に於て露國は**清國の主權及領土保全**を尊重する外并同國に於る**各國商工業上機會均等**の主義を維持することを約す

滿州及其沿岸は**全然日本の利益範圍外**なることを日本に於いて承認せんことを求め而して**韓國に關しては日本の自由行動權**に種々の制限を附し例せば韓國に於ける日本の利益保護上必要の場合には出兵の權あるを認むるも同時に**韓國領土の一部**たりとも之れを**軍略上の目的に使用**することを許さず甚だしきに至りては北緯三十九度以北の韓國の領域を以て**中立地帶**と爲さんことを提議せり帝國政府は若し露國に於いて滿州併呑の意志なくんば何故に清國の主權及び領土保安を尊重するが如き**露國自ら累次聲明**したる主義と全然其の撰を一にする約款を協商中に插入することを離するやの理由を解すること能はずの義に**露國政府**は之を**拒絕**したることは帝國政府をして**益々其挿入の必要**を感ぜしめ且帝國は滿州に於て現下既に商業上重大の利益を有するのみならず將來益々發達を爲すべきの望極めて尠なからず加ふるに政治上に於ては其韓國との關係よりして一層緊切なる利益を有するを以て全然之を我利益の範圍外と認むること能はざるは勿論なるが故に**斷然之を拒絕**するに決せり仍て帝國政府は右の意見を始めとし其他露國提案に對し一々必要の修正意見を提出し**中立地帶**に關しても若し之を設くるに於ては**滿韓境界の兩側**に跨り一定の距離を劃するを至當なりとし各五十キロメートルに亘る地區を以て之に充つるの議を提出し東京に於て數次折衝の結果終に**十月三十日**を以て我**確定修正案**を露國政府へ送出し爾後數回に亘り其回答を促したるに這次も亦回答大に遷延し漸く**十二月十一日**に至り之れを接受せり然るに該回答に於て露國は**滿州に關する條項を削除**し本協商を以て全然韓國に關するものとし而して韓國領土を**軍略上の目的**に使用せざること及び**中立地帶**に付きては**原主張を其の儘維持**せり然

（以下裏面へ續く）

明治廿五年十月卅一日第三種郵便物認可

宣戰の詔勅

（官報號外）

昨夜官報號外を以て左の如く詔勅を下れり

詔勅

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐る大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に露國に對して戰を宣す朕か陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に從ふへく朕か百僚有司は宜く各々其職務に率ひ其權能に應して國家の目的を達するに努力すへし凡ろ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し遺算ふからむことを期せよ

惟ふに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益を損傷せすして永く帝國の安全を將來に保障すへき事態を確立するは朕夙に以て國交の

○熱海だより

東京電報（十月）

○韓國補償問題

（東京朝日）

○露國の東進

○露國の東進

韓國の全を維持の優越は帝國の康寧らざるものか問はず苟くも不安なら

外

國は其約並にへたる

要義と爲し日暮敢て取て違はさらむことを期す朕か有司も亦能く朕か意を體して事に從ひ列國との關係年を逐ふて益親厚に赴くを見る今不幸にして露國と釁端を開くに至る豈朕か志ふらむや

帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非す是れ兩國累世の關係に因るのみならす韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所たれはふり然るに露國は其の清國との明約及列國に對する累次の宣言に拘はらす依然滿洲に占據し益其の地歩を鞏固にして終に之れを併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸せむ乎韓國の保全は支持するに由ふく極東の平和亦素より望むへからす故に朕は此の機に際し切に妥協に由て事局を解決し以て平和を恒久に維持せむことを期し有司をして露國に提議し半歳の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交讓の精神を以て之を迎へす曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を增大し以て我を屈從せしめむとす凡そ露國が始より平和を好愛するの誠意ふるもの毫も認むるに由ふし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國か平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武ふるに倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光

東京博文堂製

榮を保全せむことを期す

御名御璽

明治三十七年二月十日

内閣總理大臣兼内務大臣　伯爵　桂　太郎
海軍大臣男爵　山本權兵衛
農商務大臣男爵　清浦　奎吾
大藏大臣男爵　曾禰　荒助
外務大臣男爵　小村壽太郎
陸軍大臣　寺内　正毅
司法大臣　波多野敬直
遞信大臣　大浦　兼武
文部大臣　久保田　讓

東京原製

閱覽室

東棒局製

明治三十七年
二月上澣熱海
客中　春城